

(別紙) 懲罰基準

加盟・登録団体用

選手等用

事由	加盟・登録団体用									選手等用										
	戒告	譴責	罰金	没収	賞の返還	試合結果の無効	得点もしくは勝ち点の減点または無効	出場資格の停止	公的業務の停止	除名	戒告	譴責	罰金	没収	賞の返還	出場資格の停止	資格の降格・剥奪	公的職務の停止・解任	パデル関係活動の禁止	除名
1 登録関係																				
(1) 虚偽情報の登録	●	●									●	●								
過失	●	●									●	●								
故意		●	●									●	●							
(2) 登録料の未払	●	●									●	●	●							
未払期間短期	●	●									●	●								
未払期間長期		●	●									●	●							
(3) 登録期限の不遵守	●	●									●	●								
(4) その他																				
【備考】																				
(2) 未払期間の短期・長期については、支払能力、経済情勢等の事情を加味して判断する。																				
2 競技会関係																				
(1) 虚偽情報の申請	●	●									●	●								
過失	●	●									●	●								
故意		●				●	●					●	●		●					
(2) 試合料の未払	●	●									●	●	●							
未払期間短期	●	●									●	●								
未払期間長期		●	●				●	●				●	●		●	●				
(3) 申請期限の不遵守	●	●									●	●								
(4) 審判判断の不遵守																				
悪質性低	●	●	●				●				●	●	●			●				
悪質性高		●	●				●	●	●			●	●		●	●			●	
(5) 物品の窃盗・横領・空襲・破損																				
窃盗（程度軽）											●	●	●							
窃盗（程度重）											●	●	●	●						
横領（程度軽）											●	●	●							
横領（程度重）											●	●	●	●						
遺失物横領（程度軽）											●	●	●							
遺失物横領（程度重）											●	●	●	●						
空襲											●	●	●							
破損											●	●	●							
(6) 暴行・傷害																				
傷害（程度軽）												●	●							
傷害（程度重）												●	●		●	●	●			
暴行（程度軽）											●	●	●							
暴行（程度重）											●	●	●		●					
(7) 痴漢・盗撮																				
痴漢（迷惑行為）											●	●	●							
痴漢（強制わいせつ）											●	●	●		●	●	●			
盗撮											●	●	●							
(8) プレー中の重大な危険行為																				
過失											●	●	●		●	●				
故意												●	●		●	●	●	●	●	●
(9) その他																				
【備考】																				
(2) 未払期間の短期は3か月未満、未払期間長期とは3か月以上とする																				
(4) 悪質性の程度は、審判の判断への抗議の有無及び状況、抗議時間、威迫の有無、有形力行使の有無、審判のレフェリングの内容およびこれについての説明等を考慮して決定する。																				
(5) 窃盗の程度は、被害金額の多寡、被害回復の有無、被害者の処罰感情等を考慮して決定する。																				
(5) 横領の程度は、被害金額の多寡、被害回復の有無、填補意思の有無等を考慮して決定する。																				
(5) 遺失物横領の程度は、被害金額の多寡、被害品の放置期間等を考慮して決定する。																				
(6) 傷害の程度は、傷害の全治期間、傷害が生じた部位・重要性、行為者と被害者との直前のやり取りの有無及び状況、行為者と被害者の年齢・体格等の差等を考慮して決定する。																				
(6) 暴行の程度は、道具の使用の有無、行為者と被害者との直前のやり取りの有無及び状況、行為者と被害者の年齢・体格等の差等を考慮して決定する。																				

